

○美唄市N e t 119 緊急通報システム運用要綱

(令和 2 年 10 月 1 日訓令第 3 号)

(目的)

第 1 条 この要綱は、美唄市消防本部N e t 119 緊急通報システム(以下「N e t 119」という。)の運用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、N e t 119 とは、聴覚障がい又は言語障がい等により音声による 119 番通報が困難な方が、G P S を搭載した通信機器による通報用のW E B サイトを介した文字通話により緊急通報を行うことができるシステムをいう。

(対象者)

第 3 条 N e t 119 を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 美唄市内に居住、通勤又は通学し、聴覚障がい又は言語障がい等により、音声で会話することが困難な者。
- (2) 前号に掲げる者のほか、消防長が特に必要があると認める者。

(携帯通信端末の要件)

第 4 条 N e t 119 を利用するための携帯通信端末は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) インターネット接続機能を有していること。
- (2) 電子メール機能を有していること。
- (3) G P S を搭載していること。
- (4) N e t 119 のシステム管理を受託する事業者が定める規格を満たしていること。

(登録の申請)

第 5 条 N e t 119 を利用しようとする者は、別に定めるN e t 119 緊急通報システム利用規約に同意の上、N e t 119 緊急通報システム登録申請書兼承諾書(別記様式第 1 号。以下「申請書」という。)又はインターネット登録による申請により、消防長に提出しなければならない。

(登録審査及び通知)

第 6 条 消防長は、前条の申請を受けたときは、その内容について審査し、
適当と認めるときは、当該申請者を N e t 119 の利用者として登録するものとする。

2 消防長は、登録した旨を申請者のメールアドレスに通知するものとする。
(変更等の届出)

第 7 条 第 5 条の規定による登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、美唄市消防本部 N e t 119 緊急通報システム登録変更・廃止届出書
(別記様式第 2 号)に必要事項を記載し、消防長に届け出なければならない。
い。

(1) 申請書の記載事項に変更が生じたとき。

(2) 利用する携帯通信端末を変更したとき。

(3) 登録を廃止するとき。

(登録の取消し)

第 8 条 次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 前条第 3 号の規定による届け出があったとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により登録者となったとき。

(3) 転居、死亡その他の事由により、第 3 条に規定する対象者でなくなったとき。

(利用料)

第 9 条 N e t 119 の利用は、無料とする。ただし、N e t 119 の登録、緊急通報に伴う通信費用その他携帯通信端末の利用に係る費用は、登録者の負担とする。

(補則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は消防長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 N e t 119 の利用に係る登録の申請その他 N e t 119 の利用に必要な行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

別記様式第 1 号(第 5 条関係)

N e t 119 緊急通報システム登録申請書兼承諾書
[別紙参照]

別記様式第 2 号(第 7 条関係)

N e t 119 緊急通報システム登録変更・廃止届出書
[別紙参照]